

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 水産課

法令名	漁業法				法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可				根拠条項	第78条第2項		
審査基準	申請に係る漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ないと認められる場合に限り認可する。							
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間	60日
							標準経由期間	日